平成２１年（フ）第５９号
長崎県島原市有明町大三東甲1842番地７
債務者　吉田　和也
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
長崎県南島原市深江町丙839番地２
債務者　堀部　清正
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２０１３号
名古屋市守山区喜多山２丁目25番８号　ガーデンハイツ欧杜２Ｅ
債務者　猿橋　明夫
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８９号
名古屋市名東区望が丘320番地　美都乃コーポラス105号
債務者　福田　時也
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２号
山形県米沢市通町８丁目１番51号、申立時の住所山形県米沢市大字三沢26101番地の78
債務者　宇佐美明美（旧姓渡部）
１　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１３０号
山形県長井市屋城町５番22号
債務者　岩崎　慶一
１　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１３８号
山形県米沢市万世町桑山1294番地の１
債務者　中川真由美
１　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４３号
山形県南陽市島貫614番地の６
債務者　二瓶　勝敏
１　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１５０号
山形県長井市白兎1963番地
債務者　高橋　健一
１　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２３８号
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目７番１号
債務者　浜田　眞悟
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２７６号
千葉県佐倉市臼井台1218番地３
債務者　河野　　誠
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２７７号
千葉県佐倉市臼井台1218番地３
債務者　河野　紀子
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第５４７号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅10棟707号
債務者　斉藤　美幸
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
愛知県岡崎市美合町字三ノ久保13番地３　三ノ久保マンション101
債務者　加藤　鮎子
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目16番２号
債務者　森　　宏美（旧姓石谷）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０９号
埼玉県富士見市水谷東３丁目26番29号、前住所埼玉県富士見市水谷東３丁目35番１号
債務者　門馬　竜介
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２３号
埼玉県入間市大字上藤沢34番地９　レオパレスフューチャー205
債務者　中山　絵理
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４５４号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地３―11―306
債務者　仲　　定文
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部